健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

喪

下記の①から③の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
（①から③以外の理由では、この申出書を提出することはできません。）

被保険者情報

被保険者等記号・番号	記号 55 番号 65×××		
氏名	（フリガナ）ケンポ タロウ 健保 太郎	生年月日	昭和・平成・令和 50 年 3 月 5 日
住民票住所	〒 105 － 0000 東京 都・道府・県 港区〇〇1-1 △△マンション101	電話番号（日中の連絡先）	03 （××××）××××

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由

☑ ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため

再取得後の健康保険の被保険者等記号・番号	1234567－890
適用事業所の名称	株式会社 協会商事
資格取得年月日	令和 3 年 4 月 1 日

☐ ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため

後期高齢者医療の被保険者番号	
都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	（ ）後期高齢者医療広域連合
資格取得年月日	令和 年 月 日

☐ ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため

【 添付書類と留意事項 】

喪失事由	添付書類	留意事項
①又は②の方	● 任意継続被保険者の資格確認書又は被保険者証（被扶養者分を含む） ＊交付を受けている場合に限ります。また、高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。	○ 資格喪失年月日は、新たに取得した健康保険等の資格取得年月日となります。 ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
③の方	● 任意継続被保険者の資格確認書又は被保険者証（被扶養者分を含む）※交付を受けている場合に限ります。 【注：資格確認書等の添付について】 ③が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは資格確認書等を使用することできます。月末まで資格確認書等を使用する予定がある場合は、この申出書に添付せず、申出月の翌月１日以降に健保組合へ送付ください。	○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月１日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかります。

健保組合記入欄	年 月 日 喪失

マイナンバー記入欄（被保険者等記号・番号を記入した場合は記入不要です。）

マイナンバーを記入した場合、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。

全国信用保証協会健康保険組合

（R4.1）